

規制の事前評価書

評価実施日：平成25年2月26日

政策	建築基準法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	住宅局建築指導課	担当課長名	井上勝徳
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 建築基準法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項】 建築基準法第3条第2・3項、第20条、第36条、第86条の7第1項及び第88条第1項並びに建築基準法施行令第36条、第39条、第81条、第82条の5、第129条の2の4、第129条の4、第129条の11、第129条の12、第137条の2及び第144条</p> <p>【内容】 大規模空間を有する建築物の天井の脱落防止のための具体的な構造方法等を定めるとともに、エスカレーター、エレベーター及び遊戯施設の脱落防止等のための具体的な構造方法等を定める。</p> <p>② 規制の目的 東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井の脱落被害が多数生じ、また、エスカレーターの脱落被害が複数生じたこと等から、建築物等のさらなる安全性を確保するため、これらの脱落防止等のための具体的な構造方法等を定めるものである。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>b 関連する施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>c 関連する業績指標 —</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 —</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 本規制案を導入することにより、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等の脱落防止等に係る措置が行われるようになることから、地震等に対する建築物等の安全性の向上に資するものである。（目指す状況についての定量的な指標を設定することは困難である。）</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の強化・拡充】</p> <p>(1) 天井（安全上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものに限る。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれがあるものについては、その防止措置を講ずるものとする（令第36条及び令第39条）。</p> <p>(2) 天井の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いるものとする（令第39条）。</p> <p>(3) 高度な構造計算において、天井が、地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする（令第81条</p>		

	<p>第1項及び令第82条の5)。</p> <p>(4) 既存不適格の建築物の増改築に係る法第86条の7の制限の緩和措置の要件として、天井が、脱落のおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法に該当しなければならないこととする(令第137条の2)。</p> <p>(5) エスカレーターについて、地震その他の震動により脱落するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとし、また法第20条に基づく技術的基準のうち建築設備に係るものとして位置づける。(令第129条の2の4第1項及び令第129条の12第1項)</p> <p>(6) エレベーター及び遊戯施設にあっては、釣合おもり※について地震その他の震動により脱落するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとし、また構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする(令第129条の4第3項及び令第144条第2項)。</p> <p>(7) 乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについて、安全装置等に係る規定が適用除外となるエレベーターを、安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとして明確化する(令第129条の11)。</p> <p>※釣合おもりとは、巻上機(滑車)を介して「かご」との重量をバランスさせるためのものである。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物等は地震その他の震動に対する安全性が確保されていることが求められるが、東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井の脱落被害が多数生じたとともにエスカレーター等の脱落被害も複数生じた。(=目標と現状のギャップ)。 ○ 大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等において、地震時における安全性が確保されていないものがあった。(=原因分析) ○ 天井については、建築基準法施行令において脱落しないようにする旨を規定しているが、具体的な構造方法等に関する規定は定めていなかった。また、エスカレーター等については、今般の東日本大震災において脱落することとなった原因に関する構造方法等を定めていなかった(=課題の特定)。 ○ よって、地震時等における建築物等の安全性を確保するため、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等について、脱落防止等のための具体的な構造方法等を定めるものである(=規制の具体的内容)。
<p>想定される代替案</p>	<p>強制力のある法律等に基づく規制ではなく、国が、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等の脱落防止等について、指針を策定し、当該指針において、その構造について、具体的な構造方法等を定めることにより、脱落防止等に係る措置の普及の促進を図る。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 建築主にとって、建築費用が増加する可能性がある。 b 行政費用 特定行政庁等における確認検査業務において、審査内容の増加に伴い審査コストが増加する可能性がある。 c その他の社会的費用 特になし。 <p>② 代替案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用

	<p>遵守費用は本規制案より少なくなる可能性がある。</p> <p>b 行政費用 行政費用は本規制案より少なくなる可能性がある。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし。</p>
規制の便益	<p>① 当該規制案における便益の要素 新築建築物等について、本規制案を導入することにより、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等の脱落防止等に係る措置が確実に行われるようになる（当該規制に従っているかどうかについては、建築基準法に基づく建築確認検査において確認される仕組みとなっている。）ことから、地震等に対する建築物等の安全性の向上に資するものである。</p> <p>② 代替案における便益の要素 代替案については、強制力を持たないものであることから、必ずしも指針が遵守されないことにより地震時において国民の生命及び身体が危険にさらされるおそれがあり、その効果は限定的であると考えられる。</p>
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	<p>地震時に天井及びエスカレーター等が脱落する危険性等から国民の生命及び身体が守られることを勘案すると本規制案に伴う遵守費用及び行政費用は、社会的に受忍できる程度のものであると考えられる。</p> <p>一方、代替案である脱落防止等に係る指針の策定により当該規制目的を達成しようとする場合には、遵守費用及び行政費用は本規制案より少なくなるが、強制力を持たないものであることから、必ずしも指針が遵守されないことにより地震時において多くの国民の生命及び身体が危険にさらされるおそれがあり、その効果は限定的であると考えられる。</p> <p>したがって、建築物の安全性の確保という目的に照らすと本規制案の方が代替案よりも優れているといえる。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	<p>中央防災会議 防災対策推進検討会議 最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（平成24年7月31日） 第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～ 第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組 (2) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援 ② 避難所等における生活 ○ 避難所となる学校施設等については、構造物の耐震化の推進とともに、天井材等の落下防止対策といった非構造部材の耐震化や電源確保を含めた防災機能の強化を促進すべきである。</p> <p>なお、当該規制案に係る主な技術基準原案については、国土技術政策総合研究所に設置された外部有識者による建築構造基準委員会で審議されたものである。</p>
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	<p>平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
その他 (規制の有効性等)	<p>本規制の遵守については、建築基準法に基づく建築確認検査において確認される仕組みとなっていることから、本規制案を導入することにより、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等の脱落防止等に係る措置が確実に行われるようになるため、本規制案は、地震等に対する建築物等の安全性の向上という目標の達成に向けて有効なものである。</p>